

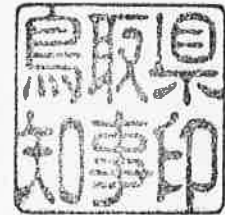
諮 問

鳥取海区漁業調整委員会

海面漁業権の免許の内容等について、別紙のとおり漁場計画（案）を策定しましたので、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により諮問します。

平成30年4月4日

鳥取県知事 平井 伸治



鳥取県海面漁場計画（概要）

平成30年2月
鳥取県農林水産部水産振興局

第三種共同漁業権（地びき網）

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 第三種共同漁業権
- (2) 漁業の名称 地びき網
- (3) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (4) 公示番号、漁場の位置及び漁場の区域、関係地区等

海共第	公示番号		漁場の位置	漁場の区域（漁場図参考）		関係地区	免許予定者	備考
	新	旧						
4号	4号		湯梨浜町と北栄町の境界から北栄町と琴浦町の境界まで	最大高潮時海岸線から距岸1,000mまで（ただし、北栄町地先に設置されている魚礁（十字礁）群の沖合は除く。）	東伯郡北栄町	中部漁協	変更なし	
-	7号		皆生漁港の西から境港市と米子市の境界まで	最大高潮時海岸線から距岸2,000mまで	米子市	米子市漁協	漁場計画を樹立しない	

2 制限又は条件

- (1) 標識として一辺の長さが50センチメートル以上の旗をその部分が水面上1.5メートル以上の高さになるように設置しなければならない。標識は、漁具の袋網部及び左右両側の袖網部にそれぞれ1箇所以上、計3箇所以上設置することとし、袋網部の標識には1本の竿の竿に赤色旗及び白色旗を、右側の袖網部の標識には白色旗側の袖網部の標識には赤色旗を用いるものとする。ただし、夜間にあつては、旗を灯火に代えて標識を設置しなければならない。
- (2) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

- 3 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 4 申請期間 平成30年6月1日から平成30年7月5日まで
- 5 免許予定日 平成30年9月1日

第一種区画漁業権

1 免許の内容たるべき事項

(1) 漁業種類 第一種区画漁業権

(2) 公示番号、漁業の名称、漁業の位置及び漁場の区域、地元地区等

新 旧	漁業の名称		漁業時期	漁場の位置	漁場の区域 (漁場図参考)	地元地区	免許予定者	備考
	公示番号	漁業の名称						
1号	1号	わかめ養殖	10/21~4/30	岩美郡岩美町大羽尾地先	東漁港内	岩美郡岩美町大羽尾、小羽尾及び陸上	鳥取県漁協 (東支所)	漁業開始時期の変更
2号	2号	わかめ養殖						
3号	3号	わかめ養殖	11/1~4/30	岩美郡岩美町田後地先	田後港内	岩美郡岩美町田後	田後漁協	変更なし
4号	4号	わかめ養殖	11/1~3/31	鳥取市福部町岩戸地先	岩戸漁港内	鳥取市福部町	鳥取県漁協 (福部支所)	変更なし
5号	5号	わかめ養殖						
6号	6号	わかめ養殖	11/1~3/31	鳥取市気高町八束水地先	船磯漁港内	鳥取市気高町浜村及び気高町八束水	鳥取県漁協 (浜村支所)	変更なし
7号	7号	いわがき養殖						
8号	8号	わかめ養殖	11/1~3/31	鳥取市青谷町長和瀬地先	長和瀬漁港内	鳥取市青谷町	鳥取県漁協 (青谷支所)	変更なし
9号	9号	わかめ養殖	11/1~4/30	東伯郡湯梨浜町泊地先	泊漁港内	東伯郡湯梨浜町	鳥取県漁協 (泊支所)	変更なし
10号	10号	わかめ養殖						
11号	11号	のり養殖	10/21~4/30	西伯郡大山町平田地先	平田漁港内	西伯郡大山町、米子市淀江町及び西伯郡旦 吉津村	鳥取県漁協 (淀江支所)	地元地区の統一
12号	12号	わかめ養殖						
13号	13号	わかめ養殖	10/21~4/30	西伯郡大山町平田地先	西伯郡大山町平田地先			
14号	14号	魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ)小割式養殖	1/1~12/31	境港市地先	境港市地先	境港市	鳥取県漁協 (境港支所)	変更なし
15号	15号	いわがき養殖						
	8号	わかめ養殖	11/1~3/31	東伯郡琴浦町地先	赤崎港内	東伯郡琴浦町逢束、八幡及び赤崎	赤崎町漁協	漁場計画を樹立しない
	9号	わかめ養殖						

2 制限又は条件 (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。
ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。

(2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

3 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

4 申請期間 平成30年6月1日から平成30年7月5日まで

5 免許予定日 平成30年9月1日

定 置 漁 業 権

1 免許の内容たるべき事項

- (1) 漁業種類 定置漁業権
- (2) 公示番号、漁業の名称、漁業時期、漁場の区域、地元地区等

公示番号	漁業の名称		漁業時期	漁場の区域 (漁場概要図参考)	地元地区	免許予定者	備考
	新	旧					
海 定 第	1号	2号 雑魚定置漁業	1/1~12/31	西伯郡大山町御来屋地先	西伯郡大山町	鳥取県漁協 (御来屋支所)	変更なし
	-	1号 雑魚定置漁業	1/1~12/31	岩美郡岩美町大字浦富地先	岩美郡岩美町	(有) 興洋水産	漁場計画を 樹立しない

- 2 制限又は条件 (1) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。
ただし、夜間にあつては灯火による標識とする。
(2) 公共事業の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

3 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

4 申請期間 平成30年6月1日から平成30年7月5日まで

5 免許予定日 平成30年9月1日

関係機関への意見照会結果

関係先	回答内容	対応等
鳥取市以外の市町村	意見なし。	必要なし。
鳥取市長	<p>1 検討区域は、漁港区域内の水域であるので、占有許可を取得してください。また、物揚場利用に支障がある部分は除外してください。</p> <p>2 漁業権設定区域内の維持管理は漁業権者でおこなってください。</p> <p>3 漁港管理上必要な場合には、漁業権者の責で移転を行ってください。</p>	<p>・漁業権者に漁港の専用許可を取得するように指導する。（現在も行っている）</p> <p>・わかめ養殖を行う冬季に、物揚場は全く使用しない。また万が一物揚場を利用する場合であっても養殖施設は柔軟な構造であるため、船舶の物揚場への接岸は可能。 →鳥取市了解済み。</p> <p>・養殖施設の管理は漁業者が管理するように指導する。（現在も行っている）</p>
境海上保安部長（境港長）	<p>特に支障なし。</p> <p>・漁具の設置および管理について指導するよう依頼あり。</p>	<p>・船舶の安全航行のため漁具標識を設置するよう制限条件を付加するとともに、漁業権者に対し漁具の管理について指導する。（現行免許もそのようになっている）</p>
国交省日野川河川事務所長	意見なし。	必要なし。
境港管理組合事務局長	意見なし。	必要なし。
県 空港港湾課長	<p>第1種区画漁業権について、漁港区域内又は港湾区域内の水域に漁具等の占有を行うときは、あらかじめ各管理者の許可を受けること。</p>	<p>・漁業権者に漁港・港湾の専用許可を取得するように指導する。（現在も行っている）</p>
県 河川課長	意見なし。	必要なし。

鳥取県海面漁業権漁場計画（案）

平成30年2月
鳥取県

第一種区画漁業	わかめ養殖業	10月21日から翌年4月30日まで
---------	--------	-------------------

- イ 漁場の位置 岩美郡岩美町大羽尾地先
ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域
基点第18号 東漁港北防波堤南西端
(ア) 基点第18号から246度30分(真方位)115メートルの点
(イ) 基点第18号から251度(真方位)113メートルの点
(ウ) 基点第18号から255度(真方位)200メートルの点
(2) 免許予定日 平成30年9月1日
(3) 申請期間 平成30年6月1日から同年7月5日まで
(4) 地元地区 岩美郡岩美町大羽尾、小羽尾及び陸上
(5) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

4 公示番号 海区第3号

- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで

- イ 漁場の位置 岩美郡岩美町田後地先
ウ 漁場の区域 次の基点第22号、(ア)、(イ)及び基点第23号を順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域
基点第22号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北東端
基点第23号 田後港波除堤(施設番号B-1-17)北西端
(ア) 基点第22号から356度(真方位)60.0メートルの点
(イ) 基点第22号から330度(真方位)66.6メートルの点
(2) 免許予定日 平成30年9月1日
(3) 申請期間 平成30年6月1日から同年7月5日まで
(4) 地元地区 岩美郡岩美町田後
(5) 制限又は条件
ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
(6) 存続期間 平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

5 公示番号 海区第4号

- (1) 免許の内容たるべき事項
ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から翌年3月31日まで

- イ 漁場の位置 鳥取市福部町岩戸地先
ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域
基点第24号 岩戸漁港北防波堤灯台
(ア) 基点第24号から119度(真方位)110メートルの点
(イ) 基点第24号から102度(真方位)110メートルの点
(ウ) 基点第24号から112度(真方位)215メートルの点
(エ) 基点第24号から123度(真方位)182メートルの点
(2) 免許予定日 平成30年9月1日
(3) 申請期間 平成30年6月1日から同年7月5日まで
(4) 地元地区 鳥取市福部町
(5) 制限又は条件
ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるもの

基点第 26 号 船磯漁港第三港内防波堤南西端

- (ア) 基点第 26 号から 147 度 15 分 (真方位) 100 メートルの点
 - (エ) 基点第 26 号から 132 度 30 分 (真方位) 119 メートルの点
 - (オ) 基点第 26 号から 129 度 15 分 (真方位) 92 メートルの点
 - (カ) 基点第 26 号から 121 度 45 分 (真方位) 118 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 30 年 9 月 1 日
 - (3) 申請期間 平成 30 年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで
 - (4) 地元地区 鳥取市気高町浜村及び気高町八束水
 - (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
 - (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで

9 公示番号 海区第 8 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11 月 1 日から 3 月 31 日まで
 - イ 漁場の位置 鳥取市青谷町長和瀬地先
 - ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域
基点第 27 号 長和瀬漁港東防波堤灯台
 - (ア) 基点第 27 号から 209 度 (真方位) 116 メートルの点
 - (イ) 基点第 27 号から 202 度 (真方位) 118 メートルの点
 - (ウ) 基点第 27 号から 207 度 (真方位) 167 メートルの点
 - (エ) 基点第 27 号から 212 度 (真方位) 165 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 30 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 30 年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで
- (4) 地元地区 鳥取市青谷町
- (5) 制限又は条件
 - ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで

10 公示番号 海区第 9 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
 - イ 漁場の位置 東伯郡湯梨浜町泊地先
 - ウ 漁場の区域 次の(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び(ウ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
基点第 28 号 泊漁港北防波堤西南端
 - (ア) 基点第 28 号から 240 度 30 分 (真方位) 79 メートルの点
 - (イ) 基点第 28 号から 230 度 30 分 (真方位) 290 メートルの点
 - (ウ) 基点第 28 号から 268 度 30 分 (真方位) 340 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 30 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 30 年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで
- (4) 地元地区 東伯郡湯梨浜町
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

- (オ) 基点第 29 号から 114 度 (真方位) 105 メートルの点
- (カ) 基点第 29 号から 132 度 30 分 (真方位) 150 メートルの点
- (キ) 基点第 29 号から 127 度 15 分 (真方位) 184 メートルの点
- (ク) 基点第 29 号から 161 度 15 分 (真方位) 291.5 メートルの点
- (ケ) 基点第 29 号から 152 度 30 分 (真方位) 455 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 30 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 30 年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで
- (4) 地元地区 米子市淀江町淀江及び西伯郡大山町
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで

14 公示番号 海区第 13 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	10 月 21 日から翌年 4 月 30 日まで
 - イ 漁場の位置 西伯郡大山町平田地先
 - ウ 漁場の区域 次の基点第 30 号と(ア)を直線で結ぶ線、(ア)から(ウ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 - 基点第 30 号 大山町平田 257-14 地先に設置された漁港境界鉾
 - (ア) 基点第 30 号から 261 度 20 分 (真方位) 216 メートルの点
 - (イ) 基点第 30 号から 238 度 40 分 (真方位) 370 メートルの点
 - (ウ) 基点第 30 号から 212 度 00 分 (真方位) 393 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 30 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 30 年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで
- (4) 地元地区 米子市淀江町淀江及び西伯郡大山町平田
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
 - イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (6) 存続期間 平成 30 年 9 月 1 日から平成 35 年 8 月 31 日まで

15 公示番号 海区第 14 号

- (1) 免許の内容たるべき事項
 - ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	魚類(ぶり、ふぐ、さば、ぎんざけ、あじ)小割り式養殖業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
 - イ 漁場の位置 境港市地先
 - ウ 漁場の区域 次の(ア)から(オ)までを順次直線で結ぶ線及び(オ)と(ア)を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
 - 基点第 31 号 境港防波堤先端灯台
 - (ア) 基点第 31 号から 135 度 30 分 (真方位) 3,600 メートルの点
 - (イ) 基点第 31 号から 143 度 15 分 (真方位) 4,210 メートルの点
 - (ウ) 基点第 31 号から 153 度 30 分 (真方位) 3,770 メートルの点
 - (エ) 基点第 31 号から 150 度 45 分 (真方位) 3,460 メートルの点
 - (オ) 基点第 31 号から 138 度 30 分 (真方位) 3,420 メートルの点
- (2) 免許予定日 平成 30 年 9 月 1 日
- (3) 申請期間 平成 30 年 6 月 1 日から同年 7 月 5 日まで
- (4) 地元地区 境港市
- (5) 制限又は条件
 - ア 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

鳥取県海面漁場計画(漁場図)(案)

平成30年2月

鳥取県

海区第1号、第2号(東漁港)

海区第1号

次の基点第18号、ア、イ及び基点第21号を順次結ぶ線並びに基点第21号と基点第18号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第18号 東漁港北防波堤南西端

基点第21号 東漁港北防波堤南西端から311度30分(真方位)100メートルの点

ア 基点第18号から221度30分(真方位)10メートルの点

イ 基点第21号から221度30分(真方位)10メートルの点

基点第21号

海区第1号

海区第2号

基点第18号

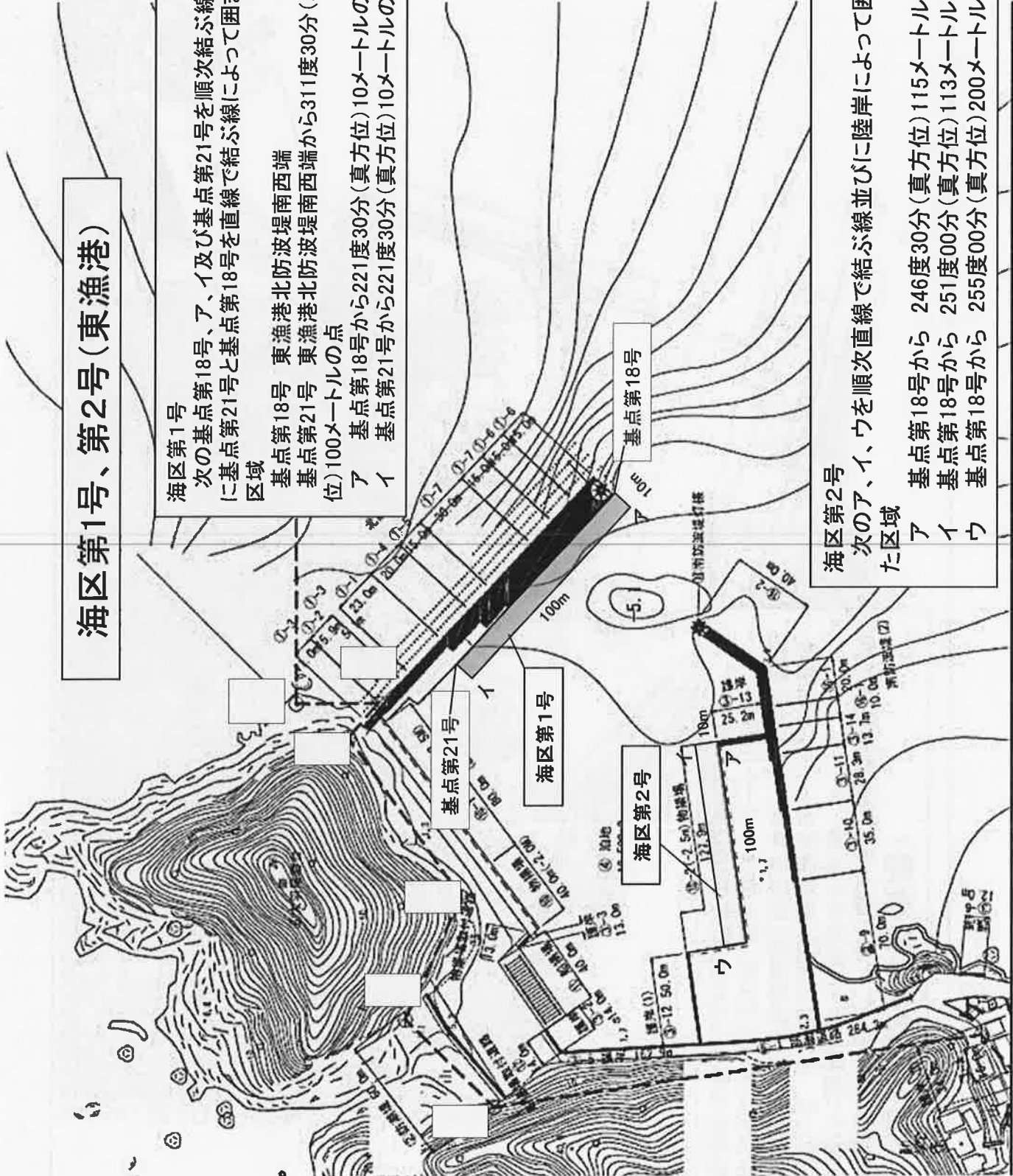
海区第2号

次のア、イ、ウを順次直線で結ぶ線並びに陸岸によって囲まれた区域

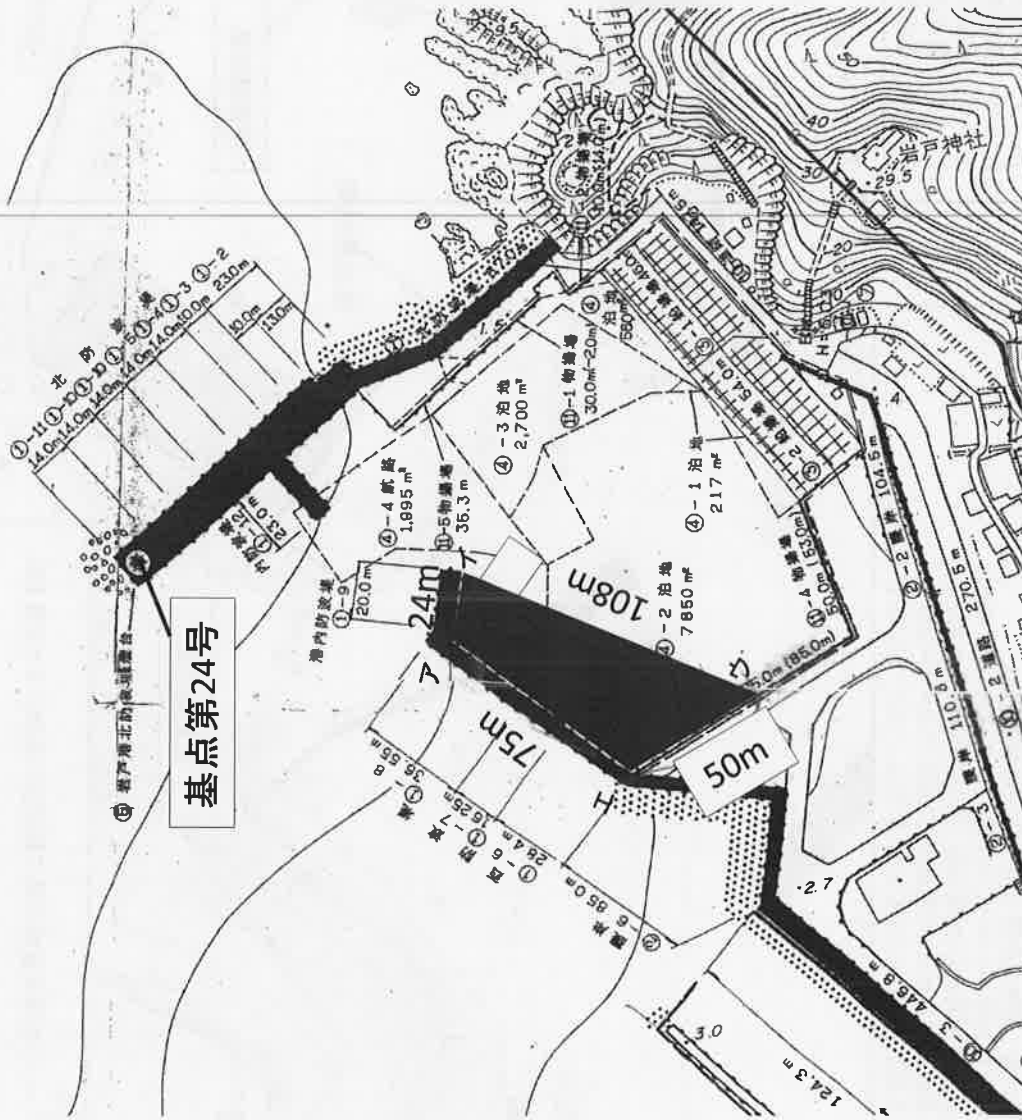
ア 基点第18号から 246度30分(真方位)115メートルの点

イ 基点第18号から 251度00分(真方位)113メートルの点

ウ 基点第18号から 255度00分(真方位)200メートルの点



海区第4号(岩戸漁港)



基点第24号

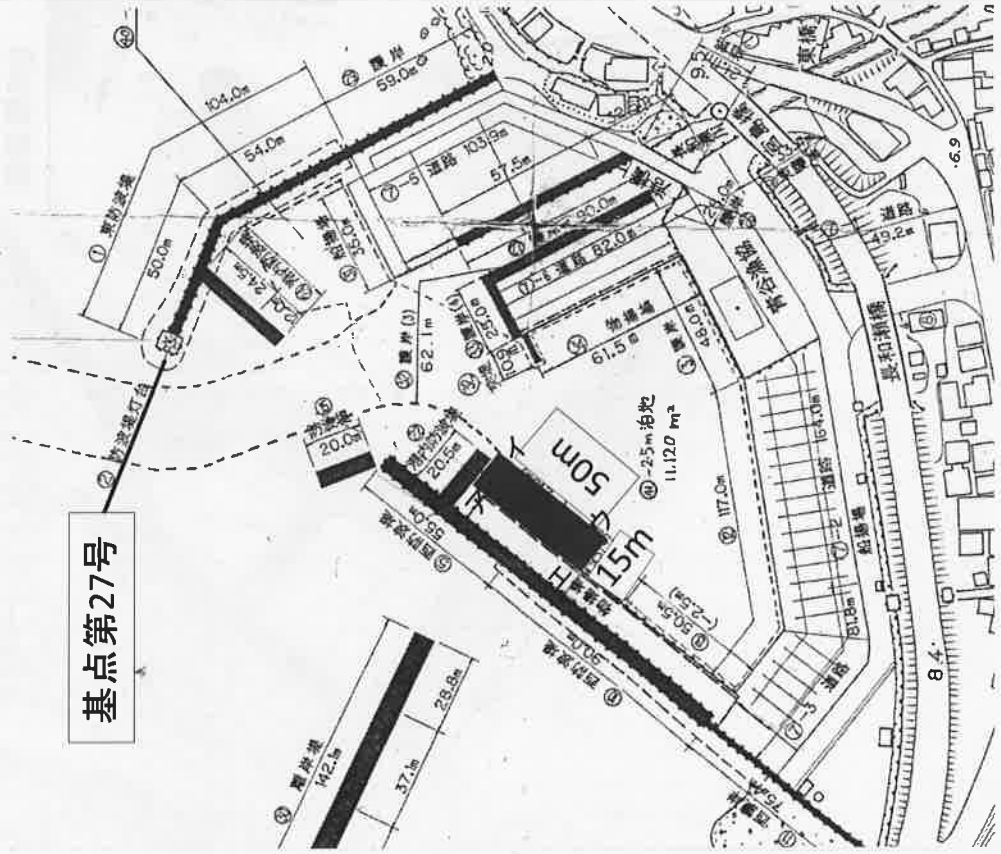
海区第4号

次のアからエを直線で結ぶ線及び陸岸
によって囲まれた区域

- 基点第24号 岩戸漁港北防波堤灯台
- ア 基点第24号から119度(真方位)
110メートルの点
- イ 基点第24号から102度(真方位)
110メートルの点
- ウ 基点第24号から112度(真方位)
215メートルの点
- エ 基点第24号から123度(真方位)
182メートルの点

海区第8号(長瀬漁港)

基点第27号

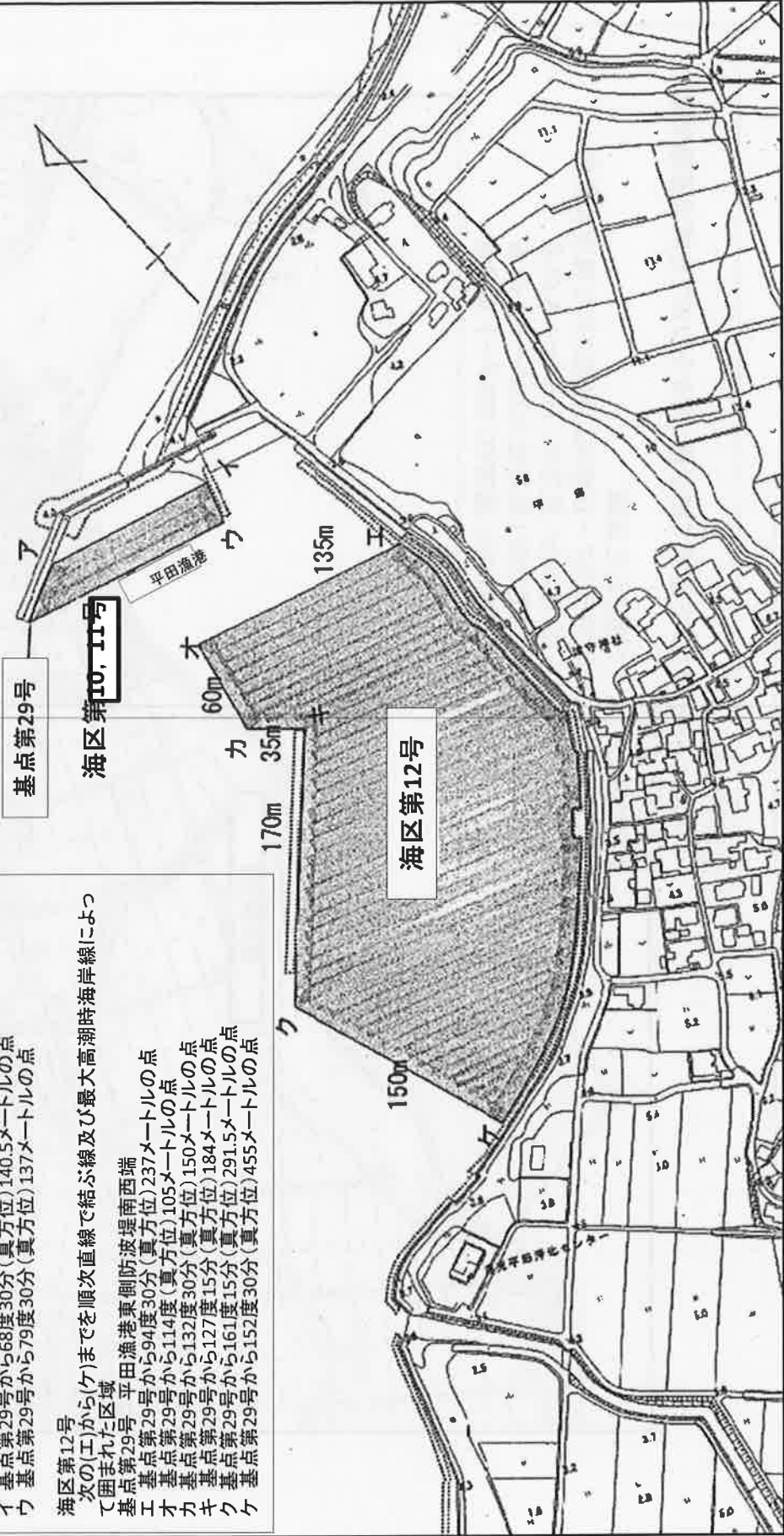


海区第8号
 次のアからエを直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域
 基点第27号 長瀬漁港東防波堤灯台
 ア 基点第27号から209度(真方位)116メートルの点
 イ 基点第27号から202度(真方位)118メートルの点
 ウ 基点第27号から207度(真方位)167メートルの点
 エ 基点第27号から212度(真方位)165メートルの点

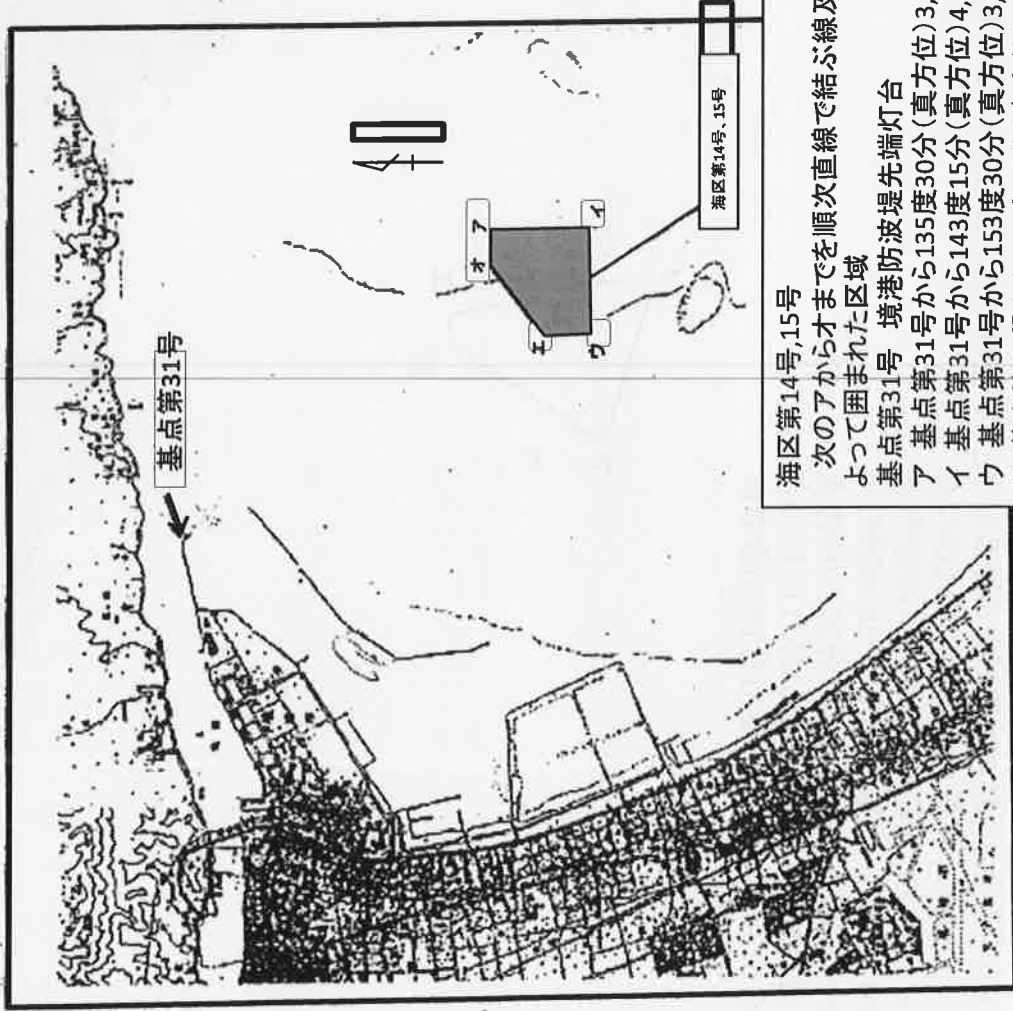
海区第10, 11, 12号(平田漁港)

海区第10, 11号
 次の基点第29号とアを直線で結ぶ線、アからウまでを順次直線で結ぶ線及びウと基点第29号を直線で結ぶ線によって囲まれた区域
 基点第29号 平田漁港東側防波堤南西端
 ア 基点第29号から37度30分(真方位)40メートルの点
 イ 基点第29号から68度30分(真方位)140.5メートルの点
 ウ 基点第29号から79度30分(真方位)137メートルの点

海区第12号
 次の(工)から(ケ)までを順次直線で結ぶ線及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域
 基点第29号 平田漁港東側防波堤南西端
 工 基点第29号から94度30分(真方位)237メートルの点
 才 基点第29号から114度(真方位)105メートルの点
 カ 基点第29号から132度30分(真方位)150メートルの点
 キ 基点第29号から127度15分(真方位)184メートルの点
 ク 基点第29号から161度15分(真方位)291.5メートルの点
 ケ 基点第29号から152度30分(真方位)455メートルの点



海区第14,15号(境港市地先)



海区第14号,15号

次のアからオまでを順次直線で結ぶ線及びオとアを直線で結ぶ線によって囲まれた区域

基点第31号 境港防波堤先端灯台

ア 基点第31号から135度30分(真方位)3,600メートルの点

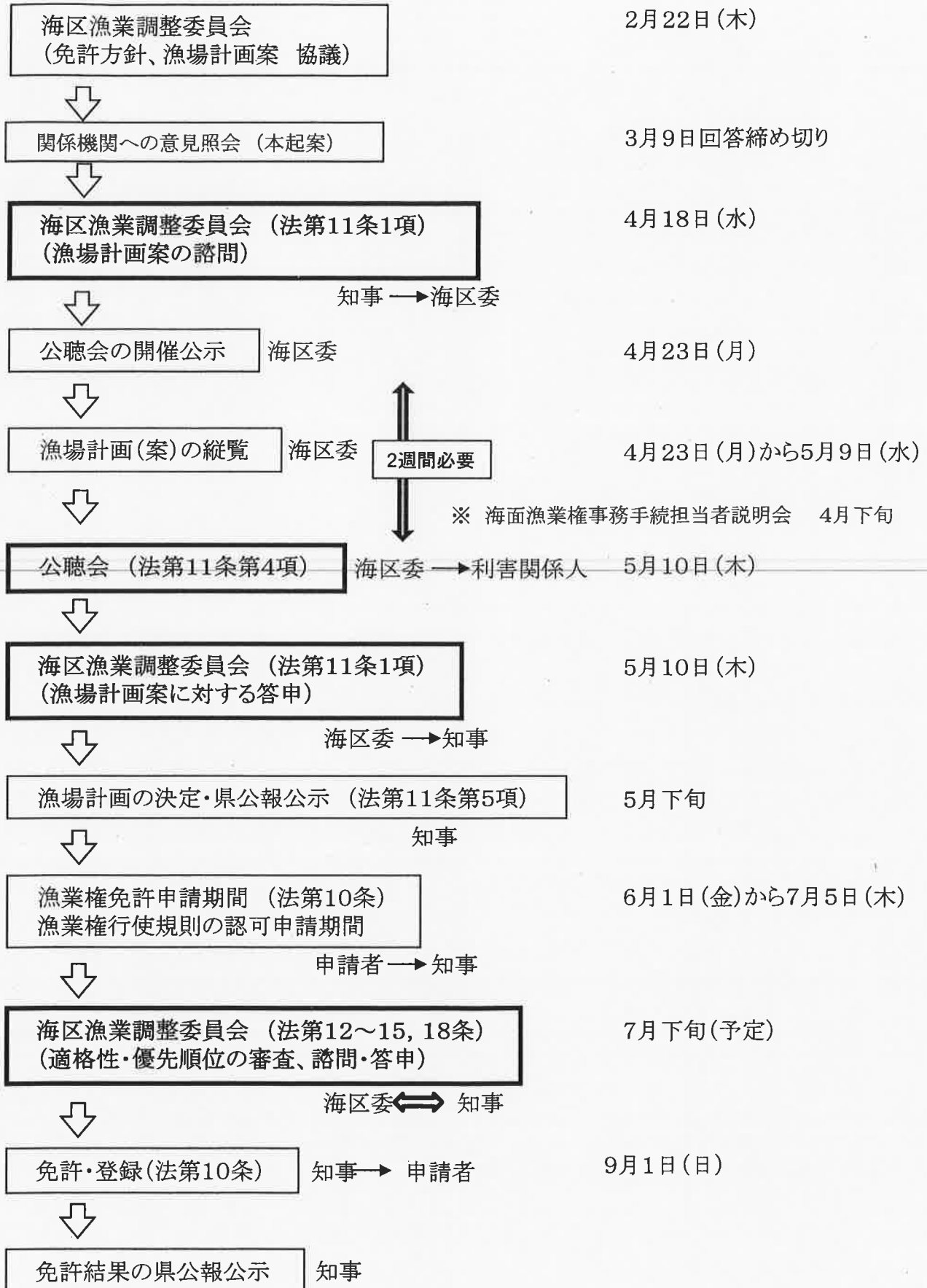
イ 基点第31号から143度15分(真方位)4,210メートルの点

ウ 基点第31号から153度30分(真方位)3,770メートルの点

エ 基点第31号から150度45分(真方位)3,460メートルの点

オ 基点第31号から138度30分(真方位)3,420メートルの点

漁業権免許までの今後のスケジュール



公聴会開催要領

1 漁業法（昭和24年法第267号）第11条第4項の規定に基づいて、免許内容等の事前決定に関する公聴会を次のとおり開催する。

2 開催日時及び場所

30日5時10分 木	場所
平成28年9月13日（火） 午前10時30分から	倉吉市上井町1丁目9-2 ホテルセントパレス倉吉2階チェルシー

3 案件

海面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び区画漁業の地元地区の事前決定について

4 公述者の範囲

- (1) 漁業協同組合関係者（漁業協同組合が推薦した者）
- (2) 鳥取市長
- (3) その他利害関係のある者

5 公述に当たっての留意事項

- (1) 公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者には従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者には勤務先の名称及び所在地を含む。）の種類及び発言内容の要旨を記載した書面を平成28年9月12日（月）正午までに鳥取海区漁業調整委員会事務局に提出すること。
- (2) 公述時間は、1人15分以内（漁業協同組合関係者の場合は1組合（支所）15分以内とし、人員は制限しない。）とする。
- (3) 公述者は、案件に関わる発言をしなければならない。
- (4) 公述者が案件に関わらない発言をし、又は公述者に不穏当な言動があったときは、その発言を禁止し、又は退場を命じることがある。
- (5) 海区漁業調整委員会の委員は、公述内容について公述者に対し質疑することができるが、公述者は委員に質疑することはできない。

この要領は、第359回委員会（平成28年8月22日開催）において決定し、当該公聴会に適用する。

鳥取海区漁業調整委員会公聴会に関する手続規程

(趣旨)

第1条 この規程は、漁業法第11条第4項の規定により、鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が行う公聴会の手続きに関し必要な事項を定めるものとする。

(開催の決定)

第2条 委員会において公聴会を開こうとするときは、あらかじめその決議をしなければならない。

(会議上の拘束)

第3条 委員会は、公聴会においては討議及び表決を行わない。

(日時、案件の公示)

第4条 委員会は、公聴会を開こうとするときは、その開催の期日から少なくとも3日前に日時、場所及び公聴会において意見を聴こうとする案件を公示する。

2 前項の公示は下に掲げる方法によるものとする。

(1) 県公報に掲載

(2) 掲示

3 前項第2号の掲示の場所は委員会事務局、関係漁業協同組合事務所及び沿海市町村役場とする。

(文書の提出)

第5条 委員会は、公聴会において意見を述べようとする者（以下「公述者」という。）に、あらかじめ発言内容の要旨等を文書で提出させることができる。

(公述者の範囲)

第6条 公聴会における公述者の範囲は、下に掲げるものとする。

(1) 漁業権者

(2) 入漁権者

(3) 漁業権漁業の経営者

(4) その他利害関係のある者

(公述の機会の公平)

第7条 公聴会において意見を聴こうとする案件につき、賛成者と反対者とがあるときは、双方から公述者を選ばなければならない。

(公述の発言)

第8条 公述者は、公聴会の期日に出席し、会長の許可を得て発言することができる。

第9条 公述者の発言は、その意見を聴こうとする事件の範囲を超えてはならない。

2 公述者の発言が前項の範囲を超え、又は公述者に不穏当な言動があったときは、会長はその発言を禁止し、又は退場を命ずることができる。

(委員の質疑)

第10条 委員会の委員は、公述内容について公述者に対して質疑することができる。但し、公述者が委員に質疑することはできない。

(代理人又は文書による公述)

第11条 公述者は、委員会の同意を得た場合には、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提出することができる。

2 前項の規定により公述者の代理人として発言する者は、代理人であることを証する書面を提出しなければならない。

(要領への委任)

第12条 この規程に定めるもののほか必要な事項は要領で定める。

(規程の改正)

第13条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

附 則

この規程は、昭和29年10月16日から施行する。

改正 昭和38年3月11日第88回委員会

附 則

この規程は、平成7年4月17日から施行する。

鳥取海区漁業調整委員会告示第 号

漁業の免許の内容等の事前決定について知事に意見を述べるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

漁場計画案は、平成30年4月23日（月）から5月9日（水）までの間、鳥取県農林水産部水産振興局水産課（鳥取市東町一丁目220）、鳥取県栽培漁業センター（東伯郡湯梨浜町大字石脇1166）、鳥取県境港水産事務所（境港市昭和町9-20）及び海面に接している市町村の市役所又は町村役場において一般の縦覧に供する。

平成30年4月23日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡部 俊明

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月10日（木）午前10時30分から

(2) 場所 倉吉市上井町一丁目9-2 ホテルセントパレス倉吉2階ウィンザー

2 案件

海面における漁業の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び区画漁業の地元地区の事前決定について

3 公述人

公聴会において発言を希望する利害関係人は、住所、氏名、職業（漁業に従事する者にあつては従事する漁業の種類を含み、勤務先のある者にあつては勤務先の名称及び所在地を含む。）及び発言内容の要旨を記載した書面を平成30年5月9日（水）正午までに鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。

漁業権免許の内容等の事前決定に係る手続きについて

漁業法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百六十七号） 抜粋

（免許の内容等の事前決定）

第十一条 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区（自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。）、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。

2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間又は地元地区若しくは関係地区を変更することができる。

3 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べることができる。

4 海区漁業調整委員会は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。

5 第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

6 農林水産大臣は、都道府県の区域を超えた広域的な見地から、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更すべきことを指示することができる。